

各 位

平成 19年9月20日

会 社 名 株式会社インターネット総合研究所 代表者名 代表取締役 藤 原 洋 問い合わせ先 取締役 コーポ・レートカ・バ・ナンス担当 中川 美恵子 (TEL. 03-5908-0711 代)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、株式会社シーエーシー 他を相手方として、損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 訴訟を提起した相手方
 - (1) 株式会社シーエーシー
 - (2) 新日本監査法人
 - (3) 元株式会社アイ・エックス・アイ代表取締役
 - (4) 同取締役(株式会社シーエーシーからの派遣)
 - (5) 同監査役 (同上)

2. 訴訟提起に至った経緯および理由

当社は、平成17年8月に実施した公開買付(TOB)により、株式会社アイ・エックス・アイ(以下 IXI)の株式合計3万5254株を合計約116億円で、同社の親会社であった株式会社シーエーシー(以下CAC)と当時のIXI代表取締役の2者から、譲り受けました。また、当社は、平成18年3月には、上記代表取締役の強い求めにより、IXIの第三者割当増資を引き受け、約27億円の払い込みを行いました。こうして、当社は、IXIの株式を取得するについて、TOB手数料等の費用を含めて、合計約143億8000万円の資金を出捐しております。

ところが、IXIは、平成19年1月29日、大阪地方裁判所において民事再生手続開始決定を受けました。このようなIXIの破綻は、同社が、CACの子会社であった当時から、不正な循環取引を大規模かつ恒常的に行い続けてきたこと、また、IXIの有価証



券報告書等に記載された売上高の大半が、かかる不正な循環取引に基づいて架空に計上されたものであったことなどにその原因がありました。こうした不正な循環取引による売上高の架空計上は、当社がCAC等からIXIの株式を取得した平成17年8月の時点までには、IXIの全売上高の90%以上に達しており、その時点において既に、同社の株式は、正常な取引通念に照らして実質的に無価値の状態でありました。

そこで当社は、本日、IXIの株式の取得に関して、この株式の売主で、かつIXIの 親会社であったCAC、同じくこの株式の売主で、かつIXIの代表者であった元代表取 締役、CACから派遣された役員としてIXIの業務の執行または監査に責任を負ってい た元取締役および監査役、ならびにIXIの会計監査人として同社の監査を行った新日本 監査法人に対して、当社が被った上記損害の賠償等を求める訴えを提起いたしました。

3. 訴訟の内容および損害賠償請求額

- (1) 訴訟の内容
 - ・証券取引法第21条、第22条、第24条の4に基づく損害賠償請求
 - ・民法第95条(錯誤)による無効
 - ・民法第709条(不法行為)に基づく損害賠償請求等
- (2) 損害賠償請求額

合計金143億8,033万2,960円

以上